



2020年7月17日

各 位

会 社 名 ミタチ産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 橘 和博
コード番号 3321 東証・名証第一部
問 合 せ 先 執 行 役 員 飛田 直之
管 理 部 門 担 当
電 話 番 号 052-332-2596

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年8月28日開催予定の当社第44期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年7月17日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年8月28日開催予定の当社第44期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて変更案第40条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社株式の売買の利便性を高めるため、単元未満株式の買増制度を導入すべく、変更案第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年8月28日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2020年8月28日（金曜日）

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1条～第 3条 (条文省略)	第 1条～第 3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5条 (条文省略)	第 5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6条 (条文省略)	第 6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	
第 7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 8条～第 9条 (条文省略)	第 7条～第 8条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u>
	第 9条 <u>当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第10条～第11条 (条文省略)	第10条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現行定款	変更案
<p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（取締役の責任免除）</p>	<p>（取締役の責任免除）</p>
<p>第28条 （条文省略）</p>	<p>第29条 （現行どおり）</p>
<p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>（相談役および顧問）</p>	<p>（相談役および顧問）</p>
<p>第29条 <u>取締役会の決議により</u>、相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p>	<p>第30条 <u>取締役会は、その決議によって</u>相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p>
<p>第30条 （条文省略）</p>	<p>第31条 （現行どおり）</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（員数）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（選任方法）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>よって定める。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第39条</u> 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、その責任を免除することができる。ただし、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>2. <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第40条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p><u>会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第40条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>

現行定款	変更案
<p>第44条 (条文省略) (新設) (新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第46条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年1月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第44期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>